

福島市における当面の対応

令和2年7月31日

福島市

1. 基本的な対応方針

- ① 新しい生活様式を徹底し、感染リスクの最小化を図ることにより、感染拡大の防止に取り組む
- ② 地域経済活動の回復に向けて段階的に活動を拡大する
- ③ 地域の総力を結集して乗り越える

2. 「新しい生活様式」の定着等に向けた協力依頼等

県の協力依頼を市民に周知する。

i 移動に関する感染防止対策

- ・夏休みや帰省等で県外との往来を行う場合は、移動先(地域)の感染状況を確認し、3密となるような場所や感染防止対策が徹底されていない施設等は出来るだけ避ける、マスクの着用などの感染防止対策を徹底するなど慎重に行動すること。
- ・20～30代の方の感染状況が拡大していることから、異なる地域に居住する友人・知人同士のパーティーや会食等には、特に注意すること。
- ・感染リスクの高い地域に移動する場合や、そうした地域から家族が帰省する場合等には、接触確認アプリの活用や移動後2週間の行動歴を記録するなど、感染拡大のリスクを最小限にするための協力を依頼。
～「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」P2 参照
- ・観光事業者には、業種ごとに定めた感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を呼び掛ける。

ii 日々の暮らしの感染防止対策

- ・3密の回避、マスクの着用、手指の消毒や、人と人との距離の確保などの基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ・接触確認アプリを活用すること。
- ・発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養すること。
- ・体調に異常を感じたときは「帰国者・接触者相談センター」に相談すること。

～「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」P1参照

iii 職場における感染防止対策

- ・時差出勤や在宅勤務(テレワーク)、ローテーション勤務、テレビ会議などの取組を推

進すること。

iv 感染拡大の兆候や施設、催物等におけるクラスターの発生があった場合、県と連携し、市民、施設管理者及びイベント等の主催者に対して必要な協力の要請等を行う。

～ 「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」P5参照

3. イベント等の取扱い

- ① イベントの主催者等は、業種別ガイドライン等に基づき、感染拡大のリスクを最小限にするため、参加者に対して連絡先の把握や接触確認アプリの活用などを呼びかける。
- ② 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。
- ③ 全国的な移動を伴うイベントまたはイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、施設管理者またはイベントの主催者は、開催要件等について県に事前相談すること。

【8月1日～8月31日まで】

- ・屋内、屋外ともに5,000人以下
- ・屋内にあつては収容定員の半分程度以内の参加人数とすること。
- ・屋外にあつては人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)
- ・収容率については、必ずしも屋内・屋外のみで区別されるものではなく、座席等による参加者の位置の固定状況や収容定員の定めにより、判断すること。
- ・密閉された空間での大声の発声、歌唱、近接した距離での会話を伴うイベントへの慎重な対応

④ 市主催のイベントについても、①～③の内容に沿って対応する。

⑤ 人数の管理が困難な行事については、地域で行われる盆踊り等、広域的な人の移動が見込まれない行事であつて、参加者がおおよそ把握できるものについては、適切な感染防止策を講ずること。

祭り、花火大会等、広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討すること。

～ 「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」P3～4参照

4. 緊急支援策の早期かつ実効ある実施

新型コロナウイルス関連に係る、これまでの緊急支援策の早期かつ実効ある実施に取り組み、感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指す。